

「みやたん」使用方法 Q&A

- Q 1. 商品に「みやたん」のキャラクターを使用したいのですが、使用料は発生するのでしょうか？
- A 1. 商品の販売または企業PRのための配布用商品などは有償となります。
- Q 2. 個人が使用する場合でも、使用申請が必要ですか？
- A 2. ご家庭等で年賀状等に使用される場合は、使用申請は不要です。
- Q 3. 申請書の提出はメールでもよいですか？
- A 3. 申請書は、郵便または持参により提出してください。メールやFAXでは受け付けません。
- Q 4. 「みやたん」イラストの色を変えてもかまいませんか？
- A 4. 「みやたん」イラストは、必ず指定の色を使用してください。色を変えることは、著作権侵害のおそれがあります。また、変形させたり、イラストの一部を欠いたり、他の図形と重ねたりすることはできません。
- Q 5. 店内掲示のポップ広告（商品の広告）についても、新たに申請する必要がありますか？
- A 5. ポップ広告は、販売商品の店内広告であり、販売される商品と一体的なもののみなし、申請いただいた商品の中に含めます。ポップ広告には有償使用許諾番号を表示してください。使用許諾料は、商品に対してのみお支払いただきます。
- Q 6. 商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？
- A 6. 商品の販売手段としてカタログやチラシを作られますので、商品の申請のみで結構ですが、申請の際に、そのカタログやチラシも添付してください。使用許諾料は商品のみが発生します。
- Q 7. チームの応援旗やチームのユニホームに「みやたん」イラストを使用することができますか？
- A 7. 市内所在のチームはご利用いただけます。みやたんが特定チームや団体などのキャラクターと誤認されないよう、「みやたん」イラスト近くに「西宮市観光キャラクターみやたん」と許諾番号を併記し、ご利用ください。
- Q 8. 企業の誘客のための広告看板として「みやたん」イラストを使用することができますか？

- A 8. 市内に所在する企業・団体・事業所はご利用いただけます。特定の企業・団体等のキャラクターと誤認されないよう、「みやたん」イラストの近くに「西宮市観光キャラクターみやたん」と許諾番号を併記し、ご利用ください。ただし、個別の企業や商品を吹き出しで推奨することはできません。
- Q 9. 「みやたん〇〇」など、商品の名前に「みやたん」の冠を付けてよいですか？
- A 9. 「みやたん」は、西宮市のキャラクターとしてあくまで中立でありますので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はしていただけません。このような観点から、西宮観光協会が特に認めた場合を除いて、原則として商品の前に「みやたん」の冠を付けていただくことはできません。
- Q 10. 「みやたん」イラストを用いた商品自体に、会社名を入れてもよいですか？
- A 10. 中立の西宮市のキャラクターである「みやたん」が、特定の企業のキャラクターと誤認されるおそれがあるため、商品のタグなどに製造者名や連絡先の表示をしていただく以外は、「みやたん」図形を用いた商品自体に会社名を入れていただくことはできません。また、「みやたん」という言葉が使われる場合も、会社名など他の言葉を並列して表記していただくことはできません。
- Q 11. 「みやたん」イラストを用いた商品の台紙に会社名を入れてもよいですか？
- A 11. 商品だけでなく、商品の台紙に「みやたん」イラストを描かれる場合も、その台紙の同一平面上に会社名を入れる場合は、「みやたん」が特定の企業のキャラクターと誤認されるおそれがないように配慮してください。
- Q 12. 「みやたん」を用いた商品の台紙の作成に当たり、他に注意すべきことはありますか？
- A 12. 商品の製造責任・販売責任を明確にするため、台紙には会社名と連絡先（電話番号）を入れるようにしてください。スペース等の問題により台紙への掲載が困難な場合には、会社名と連絡先を書いたシールを、商品の袋等に張っていただくようお願いします。
- Q 13. 弁当や惣菜のふたや掛け紙に「みやたん」を使用してよいですか？
- A 13. 弁当や総菜類の中身・容器への使用については、食の安全性の確保の観点から、西宮市内で製造され、かつ、西宮市内で販売される場合のみに限ります。
※食品へのキャラクター使用については「【注意事項】食品への使用について」をよくお読み下さい。
- Q 14. 市外のA社で製造した加工食品を市内の5社に卸して販売してもらうのですが、申請は市外のA社になるのですか？それとも市内の5社になるのですか？

- A 14. 食品への使用は、会社が1年以上西宮市内にあり、西宮市内で製造または販売をする場合に限りです。具体的には、西宮市内での製造であれば市内および市外において販売していただけますが、西宮市外での製造の場合は、市内業者さんによる市内販売のみに限らせていただきます。したがって、今回の場合、A社さんは市外業者のため申請はしていただけませんので、市内の5社においてそれぞれ申請していただくことになります。
- Q 15. A社から10社の小売業者に商品を卸売しており、小売業者の販売価格がばらばらの場合、申請の際の販売小売価格の書き方はどうすればよいですか？
- A 15. 卸売業者が申請される場合も、卸売価格ではなく、小売業者の販売小売価格をお調べいただき、記入してください。本件のように10社の販売小売価格が違う場合には、それらの平均価格（1円未満切捨て）を記載してください。使用許諾料は販売小売価格に基づき決定いたしますので、卸売をされている場合でも、必ず販売小売価格を把握していただくようお願いします。
- Q 16. 立体の使用と平面の使用とでは、商品の外観に違いがあるのですか？
- A 16. 厚みがあって「みやたん図形」を立体的に表しているものは、立体として判断します。
- Q 17. 「みやたん」イラストは、どのような模様の中にも配置できますか？
- A 17. 「みやたん」イラストは、意味を持つ他の図形や文字と重ねて使用していただくことはできません。それは、中立の西宮市のキャラクターである「みやたん」が、重ねた意味のある図形や文字と一体となって、違う意味を持つマークとして誤認されるおそれがあるからです。したがって、背後の模様が商品の単なる背景として認識できる場合には、その上に「みやたん」を配置していただけますが、背後の模様が意味のある図形や文字と認識できる場合には、その上に「みやたん」を配置していただくことはできません。
- Q 18. 企業の職員研修用のチラシの中に、「みやたん」イラストを入れて使用することはできますか？
- A 18. 市内に所在する企業・団体・事業所はご利用いただけます。使用申請のうえ、みやたんが特定の企業・団体等のキャラクターと誤認されないよう、「みやたん」イラスト近くに「西宮市観光キャラクターみやたん」と許諾番号を併記し、ご利用ください。
- Q 19. 企業や団体の概要書の中に、「みやたん」イラストを入れて外向きに配布できますか？
- A 19. 市内に所在する企業・団体・事業所はご利用いただけます。使用申請のうえ、みやたんが特定の企業・団体等のキャラクターと誤認されないよう、「みやた

ん」イラスト近くに「西宮市観光キャラクターみやたん」と許諾番号を併記し、ご利用ください。ただし、市外の企業・団体・事業所であっても、西宮市を紹介する写真や記事の中に「みやたん」を配置していただくなど、西宮市のキャラクターとわかるように掲載されており、西宮市への誘客効果が期待できる場合には、審査により無償で使用していただける場合もあります。

Q 20. 会社の営業のため、「みやたん」イラストを入れた名刺を作成して配布することはできますか？

A 20. 市内に所在する企業・団体・事業所はご利用いただけます。使用申請のうえ、みやたんが特定の企業・団体等のキャラクターと誤認されないよう、「みやたん」イラスト近くに「西宮市観光キャラクターみやたん」と許諾番号を併記し、ご利用ください。

Q 21. 受注生産のため、事前に数量を報告できない場合はどうすればよいですか？

A 21. 申請内容を検討し、やむを得ない場合は許諾期間終了後の精算払いとします。

Q 22. みやたんの自動販売機を設置したいのですが、許諾料はいくらですか？

A 22. 通常の許諾料算出方法が適さない場合には、別途個別に使用許諾料を決定させていただきます。これまでに自動販売機の申請をいただいた際は、1台あたり10,000円の許諾料をいただいております。